

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施設の名称	宮城県援護寮
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成21年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成21年4月 ～ 平成24年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月 ～ 平成29年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成29年4月 ～ 令和4年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
指 定 期 間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県援護寮	
所在地	宮城県大崎市古川旭5-7-1	
設置年月	平成13年 4月	
根拠条例等	障害者支援施設等条例	
設置目的	精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり生活能力の維持、向上等のため必要な支援、訓練を行う。	
施設の内容	敷地面積	985㎡
	構造	鉄筋コンクリート2階建て
内 容	一般居室(個室)20、短期入所用居室(個室)2、地域交流室、食堂、相談室、トレーニングルーム、静養室、事務室、洗濯コーナー	
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数 宿泊型自立訓練

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	7,300 人	5,347 人	3,587 人	49.1%	67.1%

自立訓練(生活訓練)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	240 日	240 日	240 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	4,860 人	3,630 人	2,735 人	56.3%	75.3%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
宿泊型自立訓練	7,300 人	5,347 人	3,587 人	49.1%	67.1%
自立訓練(生活訓練)	4,860 人	3,630 人	2,735 人	56.3%	75.3%
短期入所	730 人	171 人	357 人	48.9%	208.8%
体験入寮(入寮前)	65 人	74 人	65 人	100.0%	87.8%
合 計	12,955 人	9,222 人	6,744 人	52.1%	73.1%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
県指定管理料	71,379	70,830	70,710	99.1%	99.8%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収入計 (a)	71,379	70,830	70,710	99.1%	99.8%

(2) 支出

人件費	56,033	59,717	56,746	101.3%	95.0%
施設管理費	8,291	7,802	7,457	89.9%	95.6%
事業運営費	4,273	4,541	3,272	76.6%	72.1%
その他(処遇改善費)	2,782	2,592	2,401	86.3%	92.6%
支出計 (b)	71,379	74,652	69,876	97.9%	93.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-3,822	834	#DIV/0!	-21.8%
前期繰越収支差額	10,654	14,476	10,654	100.0%	73.6%
次期繰越収支差額	10,654	10,654	11,488	107.8%	107.8%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和2年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	<p>宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、職員の人材育成にも取り組みました。</p> <p>研修実績</p> <p>1 施設内研修(虐待防止・SST研修)7回 2 法人研修(階層別研修等) 9回 3 外部研修(依存症回復施設研修等) web 4回 4 福祉QC活動 QC活動発表会 1回</p>		<p>宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。</p> <p>利用者の障害の多様化に対応するため、必要な研修への職員派出や、事業所独自にSST普及協会認定講師によるSST研修を年4回実施し、支援技術の向上を目指しました。</p> <p>また、利用者支援においては、自己決定力の向上や地域の一員として社会との繋がりを育てよう、生活講座やSST、事業所見学、余暇支援のほか、コロナウイルス感染予防のため少人数活動などを行いました。</p> <p>人材確保の取り組みとして採用試験3回の実施、職場説明会の開催、就活サイトの活用などを行いました。</p>		A	<p>職員研修については、新型コロナウイルスの影響で、外部研修が減少したが、オンライン研修を積極的に導入したことで、例年以上の研修実績となっており、人材育成に努めている。</p>	A
人員体制	正規	8人	非正規	2人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	<p>1 清掃, 除草, 植栽の剪定, 追肥(適時) 2 施設整備の点検と修繕(毎月) 3 消防設備, 避難経路確保の点検(毎月) 4 電気設備, 空調設備点検清掃(年1回, 6月) 5 床ワックス, 窓清掃(年2回5月, 11月) 6 防災警報通信設備点検(年2回6月, 12月) 7 グリストラップ清掃(年1回, 6月) 8 殺虫殺鼠業務(年1回12月)</p>		<p>指定管理に関する委託契約に基づき、適切な施設の維持管理に努めました。</p>		A	<p>委託契約による保守点検等が確実に実施され、職員等による建物内外部や敷地内の清掃等が定期的に行われており、適正な保守管理が行われていると認められる。</p>	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<p>1 宿泊型自立訓練 開所日数365日 延べ利用人数3,587人 年度内入所者8人, 退所者8人 2 自立訓練 訓練日数240日 延べ利用人数2,735人 3 短期入所 実人員14人 延べ利用人員357人 4 人材育成のために実習生の受け入れは、コロナウイルス感染予防対策のため、学校側からの辞退もあり、中止しています。</p>		<p>指定管理に関する委託契約に基づき、計画された内容を実施しました。</p> <p>宿泊型自立訓練においては、入所者数8名, 退所者数8名でした。</p> <p>入所前の生活場所は入院5名, 自宅2名, 施設1名です。自宅1名は入寮を目指し短期入所を継続利用されていた方です。退所先の内訳はグループホーム4名, 自宅2名, 単身アパート1名, その他1名でした。希望するグループホームの情報収集・見学・体験に同行し、利用者の意思決定を尊重した地域移行を行っています。</p>		A	<p>利用状況は、新型コロナウイルスの影響で、体験入寮の数が減少したが、短期入所の数は増加している。</p> <p>また、6泊7日の体験入寮だけではなく、もっと短い期間でのプレ体験を行うなど、利用者数の増加に向けて努めている。</p>	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	<p>1 利用者サービスの質の向上のため法人として危機管理部会、サービス向上部会等を設置し、利用者の権利擁護、リスク管理を推進してきました。施設としても以下の項目を実施しました。</p> <p>2 苦情解決・サービス評価にかかる第三者委員会を開催。</p> <p>3 アセスメントによる定期的な個別支援計画の作成とモニタリングを実施しました。</p> <p>4 サービスの質の向上のため、研修の実施によるスキルアップを行いました。</p> <p>5 4分野(「対応」「相談」「情報・計画」「活動」)の利用者アンケートを、毎月1分野ずつ実施しました。</p> <p>6 広報誌やブログによる情報発信で広く周知活動を行っています。</p>		<p>1 指定管理に関する委託契約に基づき計画された内容を実施しました。</p> <p>2 苦情解決・サービス評価にかかる第三者委員会を開催し、なんでも相談報告や利用者支援に関する助言をいただきました。</p> <p>3 3か月に1回のアセスメントによる個別支援計画の評価及び更新と、月1回のモニタリングによりニーズに沿った個別支援を行いました。</p> <p>4 ①のとおり法人内外の研修参加により、精神疾患や福祉制度に関する理解、利用者理解に努めました。</p> <p>5 利用者アンケートにより、サービスに対する満足度、ニーズの把握に努め日中活動や寮の運営に反映させました。</p> <p>6 県内市町村や相談支援事業所、精神科病院等への広報誌発行:3回、ブログによる情報発信:85回。</p>		A	<p>事業計画に基づき、利用者一人一人の特性に応じた支援計画を作成し、個々の利用者に合わせて継続的に面談を実施するなど、適切な支援が行われている。</p> <p>また、広報誌やブログによる情報発信に力を入れており、広く周知活動に努めている。</p>	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<p>「利用者の声」の把握のため、以下の項目について実施しました。</p> <p>1 毎月の利用者アンケート</p> <p>2 利用者の声の把握(モニタリング、ミーティング、意見箱の設置)</p> <p>3 なんでも相談、苦情解決体制の整備と周知</p> <p>4 相談・苦情に対する迅速な対応、記録、検証、改善、解決</p>		<p>毎月第1土曜日にアンケートを実施しました。利用者アンケートや施設サービスに関するご意見については、随時及び個別支援計画のモニタリング時に話し合い、利用者が主体的に生活や訓練に参加したり、自己主張・自己表現できる環境づくりに努めました。</p> <p>なんでも相談2件。それぞれ職員の対応に関すること、グループホームに関することであり、個別面談や該当事業所への仲介対応を行いました。</p>		A	<p>定期的に利用者との個別相談を実施し、さらに相談が苦手な利用者のために意見箱を設置する等、利用者の声を把握し、要望に対応するよう努めている。</p>	A
⑦安全対策	<p>安全対策として、以下の項目を実施しました。</p> <p>1 防災関係 消防計画の整備及び消防署への届け出、防災訓練の実施(年6回)、食料の備蓄(30人5日分)、職員と業者による防災設備点検。大雨洪水災害の対応見直し実施。</p> <p>2 屋内外の設備点検(毎月)</p> <p>3 利用者職員に対する交通、災害時の対応についての注意喚起</p> <p>4 不審者対策として刺叉を常備し、古川警察署生活安全課による対策訓練および防犯講習会を実施しています。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。</p>		<p>毎月第1土曜、日曜に消防設備点検、及び施設設備点検を職員が目視で実施し、故障箇所、危険箇所の早期発見に努めました。また、相模原市やまゆり園での事件以降、毎年、古川警察署の協力を得て不審者対応訓練を実施しており、令和2年度も継続実施しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症について、法人として定めた対応方針をもとに、宮城県独自の緊急事態宣言の協力依頼内容を遵守する事で、感染予防策を徹底しました。具体的には、建物入り口での検温・手指消毒・入館記録、1日2回の施設内消毒、定時換気、食堂の分散化など行っています。</p>		A	<p>定期的な防災訓練を確実に実施しているほか、消防設備の点検も適切に行われている。</p> <p>また、警察署による研修及び訓練を実施し、不審者等に関する対策を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染予防対策が図られている。</p>	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨県民の平等利用	利用希望の常時受付、見学対応を実施。体験利用後に利用の可否の判定する際は、評価表に基づいて事由の明確化を図っています。	入寮を見据えた体験利用:10人11回65日。関係機関や利用希望者に対し随時施設見学を実施。	A	体験利用の実施や各事業所や市町村へのパンフレットの配布等、施設の周知活動に努めている。 また、待機者名簿作成による入寮の順番付けを行うなど、利用者の平等利用に係るシステムを整備している。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報保護・特定個人情報保護規程」に基づき施設長を個人情報管理者と定め適正に運営しております。文書やデータの管理につきましては提示、持出については管理簿を使用し適正に管理しております。	指定管理に関する委託契約に基づき計画された内容を実施しました。データの紛失、漏洩といった事故もなく、適正に管理できました。	A	法人で定める規定に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できない工夫がなされている。	A
⑩利用実績	上記資料4 施設利用実績のとおり。	年度当初の在籍者が12名であり、新規の相談者の受入態勢は整っていましたが、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言等により、受入困難な状況であった為、実績減となっております。	A	新型コロナウイルスの影響で、体験入寮の数が減少したことにより、入寮者数は伸び悩んだ。今後、市町村や病院との連携をより強め、新規入寮者の受け入れにより注力することが求められる。	A
⑩収支実績	上記資料5 管理運営収支実績のとおり。	事業費、事務費については、利用実績による支出減少傾向が見受けられたが、固定的な経費である人件費が上昇している為、収支差額に大きな差異は出ませんでした。	A	会計・経理事務を適正に執行しており、適切な収支実績となっていると認められる。	A
⑫その他の取組	1 環境認証制度に係る取り組みとして「わが社のe行動宣言」に登録済みで継続遵守してきました。 2 利用者の訓練、地域移行をとおして、家族や地元、県内の保健福祉事務所や市町村、精神科病院、相談、就労支援等の事業所と密接な連携のもと、事業を進めてきました。 3 希望者については、市町村を通じて体験利用を行いました。 4 地域移行後のアフターフォロー 5 養口沼地区会との連携を行いました。	1 環境への配慮については計画どおり実施できています。 2 関係機関との連携については、個別利用者の連絡調整、支援会議、モニタリング、通院同行、自立支援協議会などで行っています。また、これらの具体的な業務を通し、施設サービスについての周知活動を行うことができています。 3 体験利用者は10名のべ65日でした。 4 支援会議への参加、来寮・電話による相談対応、退寮後のショートステイ利用促進などにより地域生活定着のためのアフターフォローを行いました。 5 地域貢献活動として年7回大崎東部地域コミュニティセンターの清掃活動を行いました。	A	町内会と連携し、清掃活動を行うなど、地域に根ざした施設としての取り組みが見られた。 また、体験入寮所を10名が行い、利用実績向上に取り組んでいる。	A
総合評価		重点項目「SSTを用いた職員のスキルアップ」では、現場のケーススタディもあり実践的で、職員のメンタルケアにもなる研修となりました。コロナウイルスによって上半期は利用者が不穏になったり、体験・入寮を中断しましたが、後半からは対策を講じて受入れを再開。例年と同等の入・退寮者数となりました。	A	利用者の特性に応じた個別支援計画の作成や、意向調査を毎月実施する等、地域移行に向けた取り組みを強化した結果、8名の地域移行に結びついた。 また、地域移行後もショートステイの利用促進等、アフターフォローも手厚く行われており、精神障害者の訓練施設としての役割を果たしている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	近年、利用者の障害の多様化により、専門的かつ個別的な支援の必要性が高まっています。現在、支援員2名が非常勤職員ですが、障害の多様化や利用者不穏時の対応、天災への対応(特に夜間・休日)など考慮すると、専門性の高さや責任の重さが求められ、より高い比重での正職員の配置や職員の増員が必要と考えています。また、建物・設備の老朽化による劣化が著しく、修繕・更新が増加しており、今後も更なる計画的な施設整備が必要です。	地域移行に向けた取り組みの強化により、継続的に地域移行の成果が出ている一方、新規入所者数の伸び悩みが課題となっている。今後は、これまでの地域移行に向けた取り組みを継続・発展させつつ、新規入所者数の受け入れに向けた取り組みをより強化することが求められる。